

旅客運送における危険物の規制に係る法令

1 バス

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（旅客の禁止行為）

第二十八条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他の旅客の迷惑となるおそれがある物品であつて国土交通省令で定めるものを自動車内に持ち込み、又は走行中の自動車内でみだりに自動車の運転者に話しかけ、その他国土交通省令で定める行為をしてはならない。

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第二十八条第一項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

（危険物等の輸送制限）

第十四条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の運送に付随して運送してはならない。

2 旅客自動車運送事業者は、第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。

（物品の持込制限）

第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。）

二 百グラムを超える玩具用煙火

三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）

四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化

水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和三十六年法律第二百四号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）

九 クロロ・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 五百グラムを超えるマッチ

十一 電池（乾電池を除く。）

十二 死体

十三 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。）

十四 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十五 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

別表

1 火薬類にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一 三百グラムをこえない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

二 五百グラムをこえない信号焰管及び信号火箭

三 百グラムをこえない競技用紙雷管

四 銃器にそうてんした実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基き職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

2 引火性液体にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一 〇・五リットルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの

二 十キログラムをこえない引火のおそれのあるペンキ類であつて、金属製容器に密閉してあるもの

3 セルロイド類にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一 三百グラムをこえないものであつて、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの

二 映画用フィルムであつて、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）

- 三 映画用フィルムであつて、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、J E S 繊維三一〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであつて、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）
- 4 二十五キログラムをこえない乾燥した状態のカーバイトであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- 5 五百グラムをこえない写真撮影用閃光粉であつて、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
- 6 腐食性物質にあつては、次の各号の一に掲げるもの
- 一 〇・五リットルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
- 二 二十五グラムをこえない固体の苛性カリであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- 7 〇・五リットルをこえない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
- 8 電池であつて、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしてあるもの

2 タクシー

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

（危険物等の輸送制限）

第十四条 （略）

- 2 旅客自動車運送事業者は、第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。

3 鉄道

○ 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）

第十条 鉄道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スヘキコトヲ荷送人ニ求ムルコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立会ヲ以テ之ヲ点検スルコトヲ得

② （略）

③前二項ノ規定ハ火薬其ノ他爆発質危険品ヲ成規ニ反シ手荷物中ニ収納シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

○ 鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）

第二十三条 旅客ハ自ラ携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノニ限り之ヲ客車
内ニ持込ムコトヲ得

- 一 爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ
銃用空包ニシテ二百箇以内（業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガソ
ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内）、銃用雷管又ハ銃用雷管附薬莖ニ
シテ四百箇以内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一疋以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器
荷造共三疋以内ヲ超エサルモノヲ除ク
- 二 酒類、油類其ノ他引火シ易キ物品但シ旅行中使用する少量ノモノヲ除ク
- 三 暖炉及焔炉但シ懐中用ノモノ又ハ直ニ使用シ得ザルモノヲ除ク
- 四 死体
- 五 動物但シ鉄道ニ於テ客車内ニ携帯スルコトヲ許諾シタル小動物ニシテ同乗者ニ迷惑ヲ及
ボスベキ虞ナキモノヲ除ク
- 六 不潔、臭気等ノ為同乗者ニ迷惑ヲ及ボスベキ虞アル物品
- 七 座席又ハ通路ヲ塞グベキ虞アル物品及客車ヲ既存スベキ虞ある物品

②前項ノ物品ニ付テハ旅客自ラ之ヲ保管スル責ニ任ズ

③第一項第一号但書ノ火薬類ハ銃用実包、銃用空包及銃用雷管附薬莖ヲ弾帯ニ挿入スル場合ヲ
除キ之ヲ容器ニ収納シ且旅客カ之ヲ車内ニ持込ム場合ハ火気其ノ他保安ニ付特ニ注意スヘシ
第三十七条 旅客ハ火薬類其ノ他ノ危険品、危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品又ハ臭気ヲ発シ
若ハ不潔ナル物品ヲ手荷物トシテ託送スルコトヲ得ズ

4 船舶

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）

（持込の制限）

第四条 運送又は貯蔵をするために持ち込む場合、告示で定める危険物（当該危険物について、
それぞれ、告示で定める数量以下であるものに限る。）を船長の許可を受けて持ち込む場合
その他法令で定める場合を除き、常用危険物以外の危険物を船舶に持ち込んではいならない。

2 船長は、前項の許可をするにあたり、当該危険物の容器、包装及び積載場所について必要
な指示をすることができる。

○ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）

（船長の許可を受けて持ち込むことができる危険物）

第四条 規則第四条第一項の告示で定める危険物は、別表第九の品名の欄に掲げる危険物とす
る。

2 規則第四条第一項の告示で定める数量は、別表第九の数量の欄に掲げる数量とする。

別表第9（第4条関係）

危険物		数量又は質量
分類	品名	
火薬類	小火器用実包(猟用又はスポーツ用のものを除く。)又は小火器用空包	200 個
	小火器用実包(猟用又はスポーツ用のものに限る。)	400 個
	黒色火薬、無煙火薬(いずれも猟用又はスポーツ用のものに限る。)又は煙火(玩具用のもの)	1kg
	導火線	3kg
	火工品(救命信号用のもの)	2 個
高圧ガス	消火器又は薬品類	2 本
	喫煙用ガスライター(液化石油ガスを充てんしているもの)	10kg
引火性液体類	殺虫殺菌剤類(液体)(引火性かつ毒性のもの)又は薬品類	3kg
	塗料、ガソリン又は灯油	20kg
	喫煙用ガスライター(燃料油入りのもの)	10kg
可燃性物質類	セルロイド	1kg
	安全マッチ又は薬品類	3kg
	ショウ脳、ナフタレン、油性加工紙又は繊維	5kg
	フィルム(ニトロセルロースベースのもの)	20kg
酸化性物質類	高度さらし粉又は普通さらし粉	3kg
毒物類	試薬として使用される毒物であつて容器等級がⅡ又はⅢのもの	3kg
腐食性物質	蓄電池	2 個
	消火液(腐しよく性のもの)又は薬品類	3kg
有害性物質	ドライアイス	5kg

- 備考 1 数量は、携帯者 1 人について定めたものである。
2 質量は、容器及び包装の質量を含めたものである。

5 航空機

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

（爆発物等の輸送禁止）

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

○ 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）

（輸送禁止の物件）

第九十四条 法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類 火薬、爆薬、火工品その他の爆発性を有する物件
- 二 高压ガス 摂氏五十度で絶対圧力三百キロパスカルを超える蒸気圧を持つ物質又は摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて完全に気体となる物質であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 引火性ガス 摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて、空気と混合した場合の爆発限界の下限が十三パーセント以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が十二パーセント以上のもの
 - ロ 毒性ガス 人が吸入した場合に強い毒作用を受けるもの
 - ハ その他のガス イ又はロ以外のガスであつて、液化ガス又は摂氏二十度でゲージ圧力二百キロパスカル以上となるもの
- 三 引火性液体 引火点（密閉式引火点測定法による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏六十度以下の液体（引火点が摂氏三十五度を超える液体であつて、燃焼継続性がないと認められるものが当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）又は引火点が摂氏六十度を超える液状の物質（当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）
- 四 可燃性物質類 次に掲げるものをいう。
 - イ 可燃性物質 火気等により容易に点火され、かつ、火災の際これを助長するような易燃性の物質
 - ロ 自然発火性物質 通常の輸送状態で、摩擦、湿気の吸収、化学変化等により自然発熱又は自然発火しやすい物質
 - ハ 水反応可燃性物質 水と作用して引火性ガスを発生する物質
- 五 酸化性物質類 次に掲げるものをいう。
 - イ 酸化性物質 他の物質を酸化させる性質を有する物質であつて、有機過酸化物以外のもの
 - ロ 有機過酸化物 容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質
- 六 毒物類 次に掲げるものをいう。
 - イ 毒物 人がその物質を吸入し、皮膚に接触し、又は体内に摂取した場合に強い毒作用又は刺激を受ける物質
 - ロ 病毒を移しやすい物質 病原体及び病原体を含有し、又は病原体が付着していると認められる物質
- 七 放射性物質等 放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによつて汚染された物件（告示で定める物質及び物件を除く。）
- 八 腐食性物質 生物体の組織と接触した場合に化学反応により組織に激しい危害を与える

物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質

九 その他の有害物件 前各号に掲げる物件以外の物件であつて人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもの（告示で定めるものに限る。）

十 凶器 鉄砲、刀剣その他人を殺傷するに足るべき物件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

一 告示で定める物件（放射性物質等を除く。）であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの

イ 告示で定める技術上の基準に従うこと。

ロ 告示で定める物件にあつては、その容器又は包装が告示で定める安全性に関する基準に適合していることについて国土交通大臣の行う検査に合格したものであること。ただし、当該容器又は包装が国土交通大臣が適当と認める外国の法令に定める基準に適合している場合にあつては、この限りでない。

二 告示で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの

イ 告示で定める放射性物質等にあつては、次の（１）、（２）、（３）及び（４）に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の（１）、（２）、（３）若しくは（４）に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は告示で定めるところにより国土交通大臣の承認を受けて次の（１）、（２）、（３）及び（４）に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。この場合において、（１）、（２）又は（３）に掲げる放射性物質等のうち、（４）に掲げる放射性物質等に該当するものについては、（１）、（２）又は（３）に掲げる放射性輸送物に代えて（４）に掲げる放射性輸送物とすることができる。

（１） 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの L型輸送物

（２） 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（（１）に掲げるものを除く。） A型輸送物

（３） （２）の告示で定める量を超え、かつ、告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（（１）に掲げるものを除く。） BM型輸送物又はBU型輸送物

（４） 低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質によつて汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。）

IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物

ロ 告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の基準に従うこと。

ハ イ（３）に掲げるBM型輸送物又はBU型輸送物にあつては、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送されるBU型輸送物のうち、告示で定める外国の法令による確認を受

けたものについては、この限りでない。

ニ 告示で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、告示で定める技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。

ホ BM型輸送物若しくはBU型輸送物又はニに掲げる放射性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準（放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。）に適合していることについて、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。

へ 防護のための措置が特に必要な放射性物質等として告示で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準に適合していることについて、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。この場合において、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについての国土交通大臣の確認は、積載前に、受けるものとする。

三 航空機の運航、航空機内における人命の安全の保持その他告示で定める目的のため当該航空機で輸送する物件（告示で定めるものを除く。）

四 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件であつて告示で定めるもの

五 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不相当である場合において、国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件

六 国土交通大臣が適当と認める外国の法令による承認を受けて、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送する物件

3 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十三条第一項の規定による地方運輸局長又は同項に規定する登録検査機関の検査に合格した場合は、前項第一号ロの検査に合格したものとみなす。

4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣若しくは地方運輸局長の確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハ、ニ又はへ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の確認を受けたものとみなす。

5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

○ 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）

（規則第194条第2項第4号の告示で定めるもの）

第二十七条 規則第194条第2項第4号の告示で定めるものは、別表第18の品名の欄に掲げる物件であつて同表に定める数量以下のものとする。

別表第18 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
アルコール性飲料（アルコール度が24%を超え70%以下のもの）	○	○	○	5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること。
非放射性の化粧品類及び医薬品類（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	○	○	○	2kg又は2ℓ	エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
副次危険性を有しないものであって、区分番号が2.2のエアゾール（スポーツ用品又は日用品）であって、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg又は0.5ℓ以下のもの）	○	×	×		
心臓ペースメーカーその他の医療装置（放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの）	—	—	○	—	体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するものであって、一容器あたり5kg以下のもの）	○	○	○	—	1) 小型容器に、弁及び調整機が装備されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 2) 機長は、当該物件の積載場所及び個数を把握すること。
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充てんして携帯するもの）	○	○	○	—	
装弾（国連番号が0012、0014のものに限る。）	○	×	×	5kg	1) 当該物件は自らが使用するものに限る。 2) 自己の受託手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 3) 数量は包装込みの質量である。
ドライアイス（生鮮食品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	○	○	×	2.5kg	受託手荷物とする場合は、包装物に以下を表示すること。 1) 「DRY ICE」又は「CARBON DIOXIDE, SOLID」の文字 2) 正味質量が2.5kg以下である旨

<p>小型の喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するもの及び不測の作動を防止するための機能を有しないプリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）を除く。）又は小型の安全マッチ</p>	×	×	×	○	1個	<p>1) 充てん用のオイル及びびガスは持ち込んではならない。 2) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p>
<p>リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第1に掲げる特別規定A123又はA199に準拠する電池を含む。以下この別表において「蓄電池等」という。）（電解液の漏えいを生じないよう措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下この別表において「電動車椅子等」という。）（蓄電池等を容易に取り外すことができず、不測の作動を防止するよう措置したもの）</p>	○	×	×	-	-	<p>1) 蓄電池等のうち、別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型）にあっては別表1に掲げる特別規定A67に準拠していること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）を取り外すことができず、電動椅子等は、機長がその積載場所を把握すること。</p>
<p>電動車椅子等から取り外した蓄電池等（短絡及び電解液の漏えいを生じないよう措置したもの）</p>	○	×	×	-	-	<p>1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）は、容器に「Battery, wet, with wheelchair」又は「Battery, wet, with mobility aid」の表示を行うとともに、ラベルQ及び第4号様式によるラベルを付すこと。</p>
<p>リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を容易に取り外すことができず、不測の作動を防止するよう措置したもの）</p>	○	×	×	-	-	<p>1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) リチウムイオン電池は、国連試験基準マニユアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p>
<p>電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないよう措置したもの）</p>	×	○	×	-	-	<p>1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) リチウムイオン電池は、国連試験基準マニユアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p>
<p>電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないよう措置したもの）</p>	×	○	×	-	1個（1個当たりのワット時定格量が160Wh以下のもの）にあっては、その数量2個を1個とする。）	

ヘアカーラー (炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの)	○	○	○	○	○	1 個	充てん用の炭化水素ガスは持ち込んではならない。
水銀気圧計又は水銀温度計 (水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの)	×	○	○	×	○	—	1) 当該物件が気象に関する政府機関又は専門機関の職員により輸送される場合に限る。 2) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。
膨張式救命胴衣等の個人用安全装置に用いられるガスシリンダー (区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスが充てんしてある小型のものであって、不測の作動を防止するように措置したものの)	○	○	○	○	○	一の装置当たりの 装備数量 2 個 (装置は 1 個)	
予備のガスシリンダー	○	○	○	○	○	2 個	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスシリンダー (副次危険性を有しない区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスであって一容器あたり 50ml 以下のもの)	○	○	○	○	○	4 個	
熱を発生する器具 (高光度の潜水ランプ等)	○	○	○	×	○	—	熱を発生する部分と電池を分けること。
銃砲刀剣類等 (銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 5 条の 2 第 2 項第 3 号の銃砲刀剣類等をいう。)、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件 (日本の国籍を有する航空機にあっては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあっては、当該外国において航空機内での所持が認められているものうち、国土交通大臣が適当と認めるもの)	○	○	○	○	○	—	
水銀を含んだ医療用体温計 (個人用であって、保護箱に入れてあるもの)	○	○	○	○	○	1 個	
雪崩救難用バックパック (区分番号が 1.4 であって隔離区分が S の火薬類で含有量が 200mg 以下のもの及び区分番号が 2.2 の圧縮ガスのもの) であり、誤作動が生じないように包装され、かつ、バックパック内のエアーパーバッグが圧力開放	○	○	○	×	○	1 個	

<p>弁を有するもの)</p>								<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。 2) 予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 3) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア) リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が2g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。 イ) リチウム電池の単電池及び組電池は、国連試験基準マニユアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 4) 当該物件及び電池は、航空機内において充電をしないこと。</p>										
<p>電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァイポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。以下同じ。）</p>	×	○	○	○	○	-												
<p>リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）</p>	○	○	○	○	○	-												
<p>短絡を生じないよう個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）</p>	×	○	○	○	○	-												
<p>リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）</p>	○	○	○	○	○	-												
<p>短絡を生じないよう個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）</p>	×	○	○	○	○	-												

<p>携帯型電子機器に使用される燃料電池</p>	<p>×</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>1) 当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含まれているものに限る。 2) 航空機内における燃料電池への燃料補給は行わないこと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場 合を除く。 3) 当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合していること。 4) 一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体については200ml、固体については200g、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合は120ml、金属製の場合は200ml、水素吸蔵合金については120ml以下のものであること。 5) 燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあっては、別表第1に掲げる特別規定A162に準拠すること。 6) 燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物としてはならない。 7) 燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされていること。</p>
<p>燃料電池に使用される予備のカートリッジ</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>電子機器の数量にかかわらず、予備のカートリッジ2個</p>	<p>1) 当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含まれているものに限る。 2) 航空機内における燃料電池への燃料補給は行わないこと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場 合を除く。 3) 当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合していること。 4) 一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体については200ml、固体については200g、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合は120ml、金属製の場合は200ml、水素吸蔵合金については120ml以下のものであること。 5) 燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあっては、別表第1に掲げる特別規定A162に準拠すること。 6) 燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物としてはならない。 7) 燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされていること。</p>
<p>省エネルギー型の家庭用電球</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>小売販売されている容器に収納されていること。</p>
<p>自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個（リチウム含有量が2g以下のリチウム金属電池及びワット時定格量が100Wh以下のリチウムイオン電池を除く。）</p>	<p>1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニユアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2) リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が8g以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が160Wh以下のものであること。</p>
<p>短絡しないように個々に保護された予備のリチウム電池</p>	<p>×</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A41に準拠すること。</p>
<p>空気汚染モニター装置の目盛り検査のために使用される危険物を含む透過装置</p>	<p>○</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>—</p>	<p>当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A41に準拠すること。</p>

別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）を内蔵した携帯型電子機器 短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）	○	○	×	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	蓄電池（漏れ防止型のもの）は、別表第1に掲げる特別規定A67に準拠しており、かつ、電圧が12V以下、ワット時定格容量が100Wh以下のものであること。
内燃機関又は燃料電池機関	○	×	×	-	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A70に準拠すること。
病毒を移さない動物の標本	○	○	×	-	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A180に準拠すること。
冷却液体窒素を含有する断熱容器	○	○	×	-	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A152に準拠すること。
輸送許容物件が使用されたセキュリテイシステムを有する装置（アタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等であって、不測の作動を防止するための機能を有するもの）	○	×	×	-	<p>1) 当該物件に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。</p> <p>2) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が1g以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が2g以下であること。</p> <p>イ) リチウムイオン単電池の場合はワット時定格容量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格容量が100Wh以下であること。</p> <p>ウ) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニユアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) 当該物件に高圧ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 区分番号が2.2であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。</p> <p>イ) 機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものではないこと。</p> <p>ウ) 偶発的に作動した場合であっても、全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を</p>

						発するものではないこと。 4) 欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。
--	--	--	--	--	--	--

(注) 1) 質量及び容量は、正味質量及び正味容量である。

2) 受託手荷物、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空運送事業を経営する者に委託する物件である。

3) 電動車椅子等に用いる蓄電池等及びリチウムイオン電池であって、装置から容易に取り外すことができるものは、取り外すこと。

4) 携帯型電子機器は、不測の作動を防止するよう措置されていること。なお、携帯型電子機器とは時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話及びノートパソコン等をいう。